

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における  
入札の実施に関する指針の一部を改正する告示案に関する意見公募要領

平成29年8月21日  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

## 1. 意見公募の趣旨

経済産業省では、今般、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく入札制度について、太陽電池の合計出力の変更を落札者決定の取消し事由とする等の規定の整備を行うため、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示の制定を検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂たく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますよう、お願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

- ・入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成29年経済産業省告示第63号）の一部を改正する告示案

## 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省HP

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成29年8月21日（月）～平成29年8月28日（月）必着

### <意見提出期間が30日未満である理由>

平成29年4月1日に施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、固定価格買取制度において、大規模太陽光発電についての入札制度が新設されました。

第1回の入札に参加するための事業計画の受付期間は平成29年9月15日までとされており、法改正の趣旨を鑑み、入札を適切に実施するためには、本告示案による入札実施指針の改正をその期日より前に施行する必要があることから、行政手続法第40条第1項の規定に基づき、意見提出期間を短縮して意見募集を行います。

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) e-Gov から意見提出フォームへ入力（可能な限り e-Gov にて御提出ください。）
- (2) 郵送  
意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 告示改正担当 宛て

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-1365

- ※ 電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。
- ※ 提出いただく意見については、1枚1意見とさせていただきます。なるべく簡潔に、1000字以内でお願いいたします。また、複数の意見がある場合は、複数枚に分けて御記入のうえ、御提出下さい。
- ※ 図や絵などによる意見は、お控えください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。